専門職短期大学設置基準案について

1. 省令の趣旨

学校教育法の一部を改正する法律(平成29年法律第41号)が成立し(5月31日公布)、 平成31年4月1日より、専門職短期大学が制度化されることとされた。

これを受け、専門職短期大学の学科、収容定員、教育課程、卒業の要件等、教員組織、教員の資格、施設及び設備等に関する事項その他設置に関する事項を定める。

2. 制定される内容

第一 総則

1 趣旨

- (1) 専門職短期大学は、学校教育法その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとすること。
- (2) この省令で定める設置基準は、専門職短期大学を設置するのに必要な最低の基準とすること。
- (3) 専門職短期大学は、この省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、その水準の向上を図ることに努めなければならないこととすること。

2 教育研究上の目的

専門職短期大学は、学科又は専攻課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとすること。

3 入学者選抜

- (1) 入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとすること。
- (2) 専門職短期大学は、実務の経験を有する者その他の入学者の多様性の確保に配慮した入学者選抜を行うよう努めるものとすること。

4 教員と事務職員等の連携及び協働

専門職短期大学は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、当該専門職短期大学の教員と事務職員等との適切な役割分担の下で、これらの者の間の連携体制を確保し、これらの者の協働によりその職務が行われるよう留意するものとすること。

第二 学科

1 学科

- (1) 学科は、教育研究上の必要に応じ組織されるものであって、教員組織その他が学科として適当な規模内容をもつと認められるものとすること。
- (2) 学科には、教育上特に必要があるときは、専攻課程を置くことができることとすること。

第三 収容定員

1 収容定員

- (1) <mark>収容</mark>定員は、学科ごとに学則で定めるものとすること。この場合において、昼夜 開講制を実施するときはこれに係る学生定員を、外国に学科その他の組織を設ける ときはこれに係る<mark>収容</mark>定員を、それぞれ明示するものとすること。
- (2) 収容定員は、教員組織、校地、校舎その他の教育上の諸条件を総合的に考慮して 定めるものとすること。
- (3) 専門職短期大学は、教育にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収 容定員に基づき適正に管理するものとすること。

第四 教育課程

1 教育課程の編成方針

- (1) 専門職短期大学は、当該専門職短期大学及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を、産業界及び地域社会と連携しつつ、自ら開設し、 体系的に教育課程を編成するものとすること。
- (2)教育課程の編成に当たっては、専門職短期大学は、学科に係る専門の学芸を教授 し、専門性が求められる職業を担うための実践的な能力及び当該職業の分野におい て創造的な役割を担うための応用的な能力を育成させるとともに、豊かな人間性及 び職業倫理を涵養するよう適切に配慮しなければならないこととすること。
- (3) 専門職短期大学は、学科に係る職業を取り巻く状況を踏まえて必要な授業科目を開発し、当該職業の動向に即した教育課程の編成を行うとともに、当該状況の変化に対応し、授業科目の内容、教育課程の構成等について、不断の見直しを行うものとすること。
- (4) 前項の規定による授業科目の開発、教育課程の編成及びそれらの見直しは、教育 課程連携協議会の意見を勘案するとともに、適切な体制を整えて行うものとするこ と。

2 教育課程連携協議会

(1) 専門職短期大学は、産業界及び地域社会との連携により、教育課程を編成し、及び円滑かつ効果的に実施するため、教育課程連携協議会を設けるものとすること。

- (2) 教育課程連携協議会は、次の者をもって構成するものとすること。
 - ① 学長が指名する教員その他の職員
 - ② 当該専門職短期大学の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する 事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であって、 当該職業の実務に関し豊富な経験を有する者
 - ③ 地方公共団体の職員、地域の事業者その他の地域の関係者
 - ④ 当該専門職短期大学の教員その他の職員以外の者であって学長が必要と認めるもの
- (3)教育課程連携協議会は、次に掲げる事項について審議し、学長に意見を述べるものとすること。
 - ① 産業界及び地域社会との連携による授業科目の開発及び開設その他の教育課程 の編成に関する基本的な事項
 - ② 産業界及び地域社会との連携による授業の実施その他の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項

3 教育課程の編成方法

教育課程は、各授業科目を必修科目及び選択科目に分け、これを各年次に配当して 編成するものとすること。

4 専門職短期大学の教育課程

専門職短期大学は、次に掲げる授業科目を開設するものとすること。

- ① 基礎科目(生涯にわたり自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成するための授業科目をいう。)
- ② 職業専門科目(専攻に係る特定の職業において必要とされる理論的かつ実践的な能力及び当該職業の分野全般にわたり必要な能力を育成するための授業科目をいう。)
- ③ 展開科目(専攻に係る特定の職業の分野に関連する分野における応用的な能力であって、当該職業の分野において創造的な役割を果たすために必要なものを育成するための授業科目をいう。)
- ④ 総合科目(修得した知識及び技能等の全般を総合し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を総合的に高めるための授業科目をいう。)

5 単位

- (1) 各授業科目の単位数は、専門職短期大学において定めるものとすること。
- (2) 単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとすること。
 - ① 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で専門職短期大学が定める時間の授業をもって1単位とすること。

- ② 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で専門職短期大学が定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、専門職短期大学が定める時間の授業をもって1単位とすることができること。
- ③ 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、①②に規定する基準を考慮して専門職短期大学が定める時間の授業をもって1単位とすること。
- (3) 卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができること。

6 1年間の授業期間

1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とすること。

7 各授業科目の授業期間

各授業科目の授業は、10週又は15週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りでないこと。

8 授業を行う学生数

専門職短期大学が一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、40人以下とする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りでないこと。

9 授業の方法

- (1)授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとすること。
- (2) 専門職短期大学は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができることとすること。
- (3) 専門職短期大学は、(1) の授業を、外国において履修させることができることとする。(2) により多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とすること。
- (4) 専門職短期大学は、(1) の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができることとすること。

10 成績評価基準等の明示等

- (1) 専門職短期大学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとすること。
- (2) 専門職短期大学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たつては、客観性

及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、 当該基準にしたがって適切に行うものとすること。

11 教育内容等の改善のための組織的な研修等

専門職短期大学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとすること。

12 昼夜開講制

専門職短期大学は、教育上必要と認められる場合には、昼夜開講制により授業を行うことができることとすること。

第五 卒業の要件等

1 単位の授与

専門職短期大学は、一の授業科目を履修した学生に対しては、試験の上単位を与えるものとすること。ただし、第四5(3)の授業科目については、専門職短期大学の定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができることとすること。

2 履修科目の登録の上限

- (1) 専門職短期大学は、学生が各年次にわたつて適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならないとすること。
- (2) 専門職短期大学は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって 修得した学生については、(1) の上限を超えて履修科目の登録を認めることができ ること。

3 他の大学又は短期大学における授業科目の履修等

- (1)専門職短期大学は、教育上有益と認めるときは、学生が専門職短期大学の定めるところにより他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、修業年限が2年の専門職短期大学にあっては30単位、修業年限が3年の専門職短期大学にあっては46単位(第五9に規定する専門職短期大学設置であって第五9に規定する要件を卒業の要件とするもの(以下「第五9の専門職短期大学」という。)にあっては30単位)を超えない範囲で当該専門職短期大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができることとすること。
- (2)(1)の規定は、学生が、外国の大学又は短期大学に留学する場合、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教

育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用すること。

4 専門職短期大学又は大学以外の教育施設等における学修

- (1)専門職短期大学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該専門職短期大学における授業科目の履修とみなし、専門職短期大学の定めるところにより単位を与えることができることとすること。
- (2)(1)により与えることができる単位数は、修業年限が2年の専門職短期大学にあっては3(1)により当該専門職短期大学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位、修業年限が3年の専門職短期大学にあっては3(1)により当該専門職短期大学において修得したものとみなす単位数と合わせて46単位(第五9の専門職短期大学にあっては30単位)を超えないものとすること。

5 入学前の既修得単位等の認定

- (1) 専門職短期大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該専門職短期大学に入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、 当該専門職短期大学に入学した後の当該専門職短期大学における授業科目の履修に より修得したものとみなすことができることとすること。
- (2) 専門職短期大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該専門職短期大学に入学する前に行った4(1)の学修を、当該専門職短期大学における授業科目の履修とみなし、専門職短期大学の定めるところにより単位を与えることができることとすること。
- (3)専門職短期大学は、学生が当該専門職短期大学に入学する前に専門性が求められる職業に係る実務の経験を通じ、当該職業を担うための実践的な能力を修得している場合において、教育上有益と認めるときは、文部科学大臣が別に定めるところにより、当該実践的な能力の修得を、当該専門職短期大学における授業科目の履修とみなし、修業年限が2年の専門職短期大学にあっては15単位、修業年限が3年の専門職短期大学にあっては23単位(第五9の専門職短期大学にあっては15単位)を超えない範囲で専門職短期大学の定めるところにより、単位を与えることができることとすること。
- (4)(1)から(3)により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、当該専門職短期大学において修得した単位以外のものについては、3(1)及び4(1)により当該専門職短期大学において修得したものとみなす単位数と合わせて、修業年限が2年の専門職短期大学にあっては30単位、修業年限が3年の専門職短期大学にあっては46単位(第五9の専門職短期大学にあっては30単位)を超えないものとすること。

6 長期にわたる教育課程の履修

専門職短期大学は、専門職短期大学の定めるところにより、学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修

し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができることとすること。

7 科目等履修生等

- (1) 専門職短期大学は、専門職短期大学の定めるところにより、科目等履修生に対し、 単位を与えることができる。
- (2) 科目等履修生に対する単位の授与については、1を準用すること。
- (3) 専門職短期大学は、科目等履修生その他の学生以外の者(「科目等履修生等」という。) を相当数受け入れる場合においては、教育に支障のないよう、それぞれ相当の専任教員並びに校地及び校舎の面積を増加するものとすること。
- (4) 専門職短期大学は、科目等履修生等を受け入れる場合においては、一の授業科目 について同時に授業を行うこれらの者の人数は、授業の方法及び施設、設備その他 の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられるような適当な人数とす るものとする。

8 卒業の要件

- (1) 修業年限が2年の専門職短期大学の卒業要件は、次のいずれにも該当することとすること。
 - ① 専門職短期大学に2年以上在学すること。
 - ② 62単位以上(基礎科目及び展開科目に係るそれぞれ10単位以上、職業専門科目に係る30単位以上並びに総合科目に係る2単位以上を含む。)を修得すること。
 - ③ 実験、実習又は実技による授業科目(やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分にあげることができると認める場合には、演習、実験、実習又は実技による授業科目)に係る20単位以上を修得すること。
 - ④ 前号の授業科目に係る単位に臨地実務実習に係る10単位が含まれること。ただし、やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分にあげることができると認められる場合には、2単位を超えない範囲で、連携実務演習等をもってこれに代えることができることとすること。
- (2) 修業年限が3年の専門職短期大学の卒業要件は、次のいずれにも該当することとすること。
 - ① 専門職短期大学に3年以上在学すること。
 - ② 93単位以上(基礎科目及び展開科目に係るそれぞれ15単位以上、職業専門科目に係る45単位以上並びに総合科目に係る2単位以上を含む。)を修得すること。
 - ③ 実験、実習又は実技による授業科目(やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分にあげることができると認める場合には、演習、実験、実習又は実技による授業科目)に係る30単位以上を修得すること。
 - ④ 前号の授業科目に係る単位に臨地実務実習に係る15単位が含まれること。ただし、やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分にあげることができると認められる場合には、3単位を超えない範囲で、連携実務演習等をもってこれに代えることができることとすること。

(3)(1)及び(2)の規定により前期課程の修了要件として修得すべき単位数のうち、 第四9(2)の授業の方法により修得する単位数は、修業年限が2年の専門職短期 大学にあっては30単位、修業年限が3年の専門職短期大学にあっては46単位(第五 9の専門職短期大学にあっては30単位)を超えないものとすること。

9 卒業の要件の特例

夜間において授業を行う学科その他授業を行う時間について教育上特別の配慮を必要とする学科(以下「夜間学科等」という。)に係る修業年限が3年の専門職短期大学の卒業の要件は、第五8(2)①及び第五8(1)②から④までに掲げる要件のいずれにも該当することとすることができる。

第六 教員組織

1 教員組織

- (1) 専門職短期大学は、その教育研究上の目的を達成するため、教育研究組織の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員を置くものとすること。
- (2) 専門職短期大学は、教育研究の実施に当たり、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保し、教育研究に係る責任の所在が明確になるように教員組織を編制するものとすること。
- (3) 専門職短期大学は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとすること。
- (4) 専門職短期大学は、2以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員を置くものとする。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として専任の教授又は准教授を少なくとも1人以上置くものとすること。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでないとすること。

2 授業科目の担当

- (1)専門職短期大学は、教育上主要と認める授業科目(以下「主要授業科目」という。) については原則として専任の教授又は准教授に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく専任の教授、准教授、講師又は助教に担当させるものとすること。
- (2) 専門職短期大学は、演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目については、なるべく助手に補助させるものとすること。

3 授業を担当しない教員

専門職短期大学には、教育研究上必要があるときは、授業を担当しない教員を置く ことができることとすること。

4 専任教員

- (1) 教員は、一の専門職短期大学に限り、専任教員となるものとすること。
- (2) 専任教員は、専ら一の専門職短期大学における教育研究に従事するものとすること。
- (3) 専門職短期大学は、教育研究上特に必要があり、かつ、当該専門職短期大学における教育研究の遂行に支障がないと認められる場合には、当該専門職短期大学における教育研究以外の業務に従事する者を、当該専門職短期大学の専任教員とすることができることとすること。

5 専任教員数

専門職短期大学における専任教員の数は、別表第一イにより当該専門職短期大学に置く学科の種類及び規模に応じ定める教授等の数と別表第一口により専門職短期大学全体の入学定員に応じ定める教授等の数を合計した数以上とすること。

- 6 実務の経験及び高度の実務の能力を有する教員
- (1) 5の規定による専任教員の数のおおむね4割以上は、専攻分野におけるおおむね 5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者とすること。
- (2) 実務の経験を有する専任教員のうち、(1) のおおむね4割の専任教員の数に二分の一を乗じて算出される数以上は、次のいずれかに該当する者とすること。
 - ① 大学において教授、准教授、専任の講師又は助教の経歴のある者
 - ② 博士の学位、修士の学位又は専門職学位を有する者
 - ③ 企業等に在職し、実務に係る研究上の業績を有する者
- (3)(1)に規定するおおむね4割の専任教員の数に二分の一を乗じて算出される数の 範囲内については、専任教員以外の者であっても、1年につき6単位以上の授業科 目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の学科の運営について責任を担う者で足 りるものとすること。

第七 教員の資格

1 学長の資格

学長となることのできる者は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し 識見を有すると認められる者とすること。

2 教授の資格

教授となることのできる者は、次のいずれかに該当し、かつ、専門職短期大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とすること。

- ① 博士の学位を有し、研究上の業績を有する者
- ② 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
- ③ 専門職学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、当該 専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者
- ④ 芸術上の優れた業績を有すると認められる者及び実際的な技術の修得を主とする

分野にあっては実際的な技術に秀でていると認められる者

- ⑤ 大学又は高等専門学校において教授、准教授又は専任の講師の経歴(外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。)のある者
- ⑥ 研究所、試験所、病院等に在職し、研究上の業績を有する者
- ⑦ 特定の分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者

3 准教授の資格

准教授となることのできる者は、次のいずれかに該当し、かつ、専門職短期大学に おける教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とすること。

- ① 2のいずれかに該当する者
- ② 大学又は高等専門学校において助教又はこれに準ずる職員としての経歴のある者
- ③ 修士の学位又は専門職学位を有する者
- ④ 特定の分野について、優れた知識及び経験を有すると認められる者

4 講師の資格

講師となることのできる者は、次のいずれかに該当する者とすること。

- ① 2又は3に規定する教授又は准教授となることのできる者
- ② 特定の分野について、専門職短期大学における教育を担当するにふさわしい教育 上の能力を有すると認められる者

5 助教の資格

助教となることのできる者は、次のいずれかに該当し、かつ、専門職短期大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とすること。

- ① 2各号又は3各号のいずれかに該当する者
- ② 修士の学位(医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程の うち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を修了した者については、学士の学位)又は専門職学位を有する者
- ③ 特定の分野について、知識及び経験を有すると認められる者

6 助手の資格

助手となることのできる者は、次のいずれかに該当する者とすること。

- ① 学士の学位又は学士(専門職)の学位を有する者
- ② 前号の者に準ずる能力を有すると認められる者

第八 校地、校舎等の施設及び設備等

1 校地

- (1) 校地は、教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとすること。
- (2) 専門職短期大学は、法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要

の土地の取得を行うことが困難であるため前項に規定する空地を校舎の敷地に有することができないと認められる場合において、学生が休息その他に利用するため、 適当な空地を有することにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当 該専門職短期大学が講じている場合に限り、空地を校舎の敷地に有しないことがで きることとすること。

- (3)(2)の措置は、次に掲げる要件を満たす施設を校舎に備えることにより行うものとすること。
 - ① できる限り開放的であつて、多くの学生が余裕をもつて休息、交流その他に利用できるものであること。
 - ② 休息、交流その他に必要な設備が備えられていること。

2 運動場、体育館その他のスポーツ施設

- (1) 専門職短期大学は、原則として体育館その他のスポーツ施設を備えるとともに、 なるべく運動場を設けるものとすること。
- (2) 専門職短期大学は、やむを得ない特別の事情があるときは、体育館その他のスポーツ施設を設けることにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該専門職短期大学が講じており、かつ、教育に支障がないと認められる場合に限り、体育館その他のスポーツ施設を設けないことができることとすること。
- (3)(2)の措置は、当該専門職短期大学以外の者が備える運動施設であって次に掲げる要件を満たすものを学生に利用させることにより行うことができるものとすること。
 - ① 様々な運動が可能で、多くの学生が余裕をもって利用できること。
 - ② 校舎から至近の位置に立地していること。
 - ③ 学生の利用に際し経済的負担の軽減が十分に図られているものであること。

3 校舎等施設

- (1) 校舎には、専門職短期大学の組織及び規模に応じ、少なくとも次に掲げる専用の 施設を備えるものとすること。ただし、特別の事情があり、かつ、教育研究に支障 がないと認められるときは、この限りでないこととすること。
 - ① 学長室、会議室、事務室
 - ② 研究室、教室(講義室、演習室、実験・実習室等とする。)
 - ③ 図書館、医務室、学生自習室、学生控室
- (2) 教室は、学科の種類及び学生数に応じ、必要な種類と数を備えるものとすること。
- (3) 研究室は、専任の教員に対しては必ず備えるものとすること。
- (4) 校舎には、(1) に掲げる施設のほか、なるべく情報処理及び語学の学習のための 施設を備えるものとすること。
- (5) 専門職短期大学は、校舎のほか、なるべく講堂及び寄宿舎、課外活動施設その他の厚生補導に関する施設を備えるものとすること。
- (6) 夜間学科を置く専門職短期大学又は昼夜開講制を実施する専門職短期大学にあっては、研究室、教室、図書館その他の施設の利用について、教育研究に支障のない

ようにするものとすること。

4 図書等の資料及び図書館

- (1) 専門職短期大学は、学科の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を、図書館を中心に系統的に備えるものとすること。
- (2)図書館は、(1)の資料の収集、整理及び提供を行うほか、情報の処理及び提供のシステムを整備して学術情報の提供に努めるとともに、(1)の資料の提供に関し、他の専門職短期大学の図書館等との協力に努めるものとすること。
- (3) 図書館には、その機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員その他の専任の職員を置くものとすること。
- (4) 図書館には、専門職短期大学の教育研究を促進できるような適当な規模の閲覧室、レファレンス・ルーム、整理室、書庫等を備えるものとすること。
- (5)(4)の閲覧室には、学生の学習及び教員の教育研究のために十分な数の座席を備えるものとすること。

5 校地の面積

- (1)専門職短期大学における校地の面積(附属施設用地及び寄宿舎の面積を除く。)は、収容定員上の学生一人当たり10平方メートルとして算定した面積とすること。
- (2) 専門職短期大学は、その場所に立地することが教育上特に必要であり、かつ、やむを得ない事由により所要の土地を取得することが困難であるため前項に規定する面積を確保することができないと認められる場合において、教育に支障のない限度において、当該面積を減ずることができることとすること。
- (3) 同じ種類の昼間学科及び夜間学科が近接した施設等を使用し、又は施設等を共用する場合の校地の面積は、当該昼間学科及び夜間学科における教育研究に支障のない面積とすること。
- (4) 昼夜開講制を実施する場合においては、これに係る収容定員、履修方法、施設の 使用状況等を考慮して、教育に支障のない限度において、(1) に規定する面積を減 ずることができることとすること。

6 校舎の面積

校舎の面積は、一の分野についてのみ学科を置く専門職短期大学にあっては、別表第二イの表に定める面積以上とし、二以上の分野についてそれぞれ学科を置く専門職短期大学にあっては、当該二以上の分野学科のうち同表の同一分野に属する学科の収容定員の 100 人までの欄の基準校舎面積が最大である分野についての同表に定める面積に当該分野以外の分野についてのそれぞれ別表第二ロの表に定める面積を合計した面積を加えた面積以上とすること。

7 附属施設

(1) 専門職短期大学には、学科の種類に応じ、教育研究上必要な場合は、適当な規模 内容を備えた附属施設を置くものとすること。

8 実務実習に必要な施設

専門職短期大学は、実験・実習室及び附属施設のほか、臨地実務実習その他の実習に必要な施設を確保するものとすること。

9 機械、器具等

専門職短期大学は、学科の種類、学生数及び教員数に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えるものとすること。

10 二以上の校地において教育研究を行う場合における施設及び設備

専門職短期大学は、二以上の校地において教育研究を行う場合においては、それぞれの校地ごとに教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を備えるものとすること。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでないこと。

11 教育研究環境の整備

専門職短期大学は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとすること。

12 専門職短期大学等の名称

- (1) 専門職短期大学は、その名称中に専門職短期大学という文字を用いなければならないこととすること。
- (2) 専門職短期大学及び学科(以下「専門職短期大学等」という。) の名称は、専門職 短期大学等として適当であるとともに、当該専門職短期大学等の教育研究上の目的 にふさわしいものとすること。

第九 事務組織等

1 事務組織

専門職短期大学は、その事務を遂行するため、専任の職員を置く適当な事務組織を設けるものとすること。

2 社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制

専門職短期大学は、当該専門職短期大学及び学科等の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、専門職短期大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとすること。

第十 共同教育課程に関する特例

1 共同教育課程の編成

- (1) 2以上の専門職短期大学は、その専門職短期大学、学科及び学科の教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、当該2以上の専門職短期大学のうち一の専門職短期大学が開設する授業科目を、当該2以上の専門職短期大学のうち他の専門職短期大学の教育課程の一部とみなして、それぞれの専門職短期大学ごとに同一内容の教育課程を編成することができる。ただし、共同教育課程を編成する専門職短期大学(以下「構成専門職短期大学」という。)は、それぞれ当該共同教育課程に係る主要授業科目の一部を必修科目として自ら開設するものとすること。
- (2) 専門職短期大学は、共同教育課程のみを編成することはできないこととすること。
- (3) 構成専門職短期大学は、当該共同教育課程を編成し、及び実施するための協議の場を設けるものとすること。

2 共同教育課程に係る単位の認定

構成専門職短期大学は、学生が当該構成専門職短期大学のうち一の専門職短期大学において履修した共同教育課程に係る授業科目について修得した単位を、当該構成専門職短期大学のうち他の専門職短期大学における当該共同教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとそれぞれみなすものとすること。

3 共同学科に係る卒業の要件

- (1)修業年限が2年の専門職短期大学の共同教育課程を編成する学科(以下「共同学科」という。)に係る卒業の要件は、それぞれの専門職短期大学において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により10単位以上を修得することとすること。
- (2) 修業年限が3年の専門職短期大学の共同学科に係る卒業の要件は、それぞれの専 門職短期大学において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により20単位以上を 修得することとすること。
- (3) 夜間学科等に係る修業年限が3年の専門職短期大学の共同学科に係る卒業の要件は、それぞれの専門職短期大学において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により10単位以上を修得することとする。。
- (4)(1)~(3)によりそれぞれの専門職短期大学において当該共同教育課程に係る 授業科目の履修により修得する単位数には、第五3(1)、4(1)、5(1)~(3) 又は第十2により修得したものとみなし、若しくは与えることができ、又はみなす ものとする単位を含まないものとすること。

4 共同学科に係る専任教員数

- (1) 共同学科に係る専任教員の数は、それぞれの専門職短期大学に置く当該共同教育課程を編成する学科を合わせて一の学科とみなして、その種類及び規模に応じ別表第一の表の中欄を適用して得られる教授等の数(次項において「全体専任教員数」という。)をこれらの学科に係る収容定員の割合に応じて按分した数(以下「専門職短期大学別専任教員数」という。)以上とすること。
- (2) 共同教育課程を編成する学科に係る専門職短期大学別専任教員数の合計が全体専任教員数に満たないときは、その不足する数の専任教員をいずれかの専門職短期大

学の当該共同教育課程を編成する学科に置くものとすること。

(3) 共同教育課程を編成する学科に係る専門職短期大学別専任教員数((2)の規定により当該学科に不足する数の専任教員を置くときは、当該専任教員の数を加えた数)が、当該学科の種類に応じ、別表第一イの表の第四欄(保健衛生学関係(看護学関係)にあっては、第三欄)に定める専任教員(以下この項において「最小専門職短期大学別専任教員数」という。)に満たないときは、(1)及び(2)の規定にかかわらず、当該学科に係る専任教員の数は、最小専門職短期大学別専任教員数以上とすること。

5 共同学科に係る校地の面積

共同学科に係る校地の面積については、それぞれの専門職短期大学に置く当該共同教育課程を編成する学科に係る校地の面積を合計した面積がこれらの学科に係る収容定員を合計した数に10平方メートルを乗じて得た面積を超え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、それぞれの大学ごとに当該学科に係る収容定員上の学生一人当たり10平方メートルとして算定した面積を有することを要しないこととすること。

6 共同学科に係る校舎の面積

- (1) 共同学科に係る校舎の面積は、それぞれの専門職短期大学に置く当該共同教育課程を編成する学科を合わせて一の学科とみなしてその種類に応じ別表第二イの表を適用して得られる面積((2)において「全体校舎面積」という。)をこれらの学科に係る収容定員の割合に応じて按分した面積((2)において「専門職短期大学別校舎面積」という。)以上とすること。
- (2) 共同学科に係る校舎の面積については、それぞれの専門職短期大学に置く当該共同教育課程を編成する学科に係る校舎の面積を合計した面積が全体校舎面積を超え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、それぞれの専門職短期大学ごとに専門職短期大学別校舎面積を有することを要しないこととすること。

7 共同学科に係る施設及び設備

共同学科に係る施設及び設備については、それぞれの専門職短期大学に置く当該共同教育課程を編成する学科を合わせて一の学科又は学科とみなしてその種類、教員数及び学生数に応じて必要な施設及び設備を備え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、それぞれの専門職短期大学ごとに当該学科に係る施設及び設備を備えることを要しないこととすること。

第十一 国際連携学科に関する特例

1 国際連携学科の設置

(1) 専門職短期大学は、その学科の教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、専門職短期大学に、文部科学大臣が別に定めるところにより、外

国の専門職短期大学に相当する短期大学と連携して教育研究を実施するための学科 (以下「国際連携学科」という。)を設けることができることとすること。

- (2) 専門職短期大学は、学科に国際連携学科のみを設けることはできないこととすること。
- (3) 国際連携学科の収容定員は、当該学科を設ける学科の収容定員の2割(一の学科に複数の国際連携学科を設けるときは、それらの収容定員の合計が当該学科の収容定員の2割)を超えない範囲で定めるものとすること。

2 国際連携教育課程の編成

- (1) 国際連携学科を設ける専門職短期大学は、国際連携学科において連携して教育研究を実施する一以上の外国の専門職短期大学に相当する短期大学(以下「連携外国専門職短期大学」という。) が開設する授業科目を教育課程の一部とみなして、当該連携外国専門職短期大学と連携した教育課程(以下「国際連携教育課程」という。) を編成することができることとすること。ただし、国際連携学科を設ける専門職短期大学は、国際連携教育課程に係る主要授業科目の一部を必修科目として自ら開発及び開設するものとすること。
- (2) 国際連携学科を設ける専門職短期大学は、国際連携教育課程を編成し、及び実施するため、連携外国専門職短期大学と文部科学大臣が別に定める事項についての協議の場を設けるものとすること。

3 共同開設科目

- (1) 国際連携学科を設ける専門職短期大学は、連携外国専門職短期大学と共同して授業科目を開設することができることとすること。
- (2) 国際連携学科を設ける専門職短期大学が(1) の授業科目(以下この項において「共同開設科目」という。)を開設した場合、当該専門職短期大学の国際連携学科の学生が当該共同開設科目の履修により修得した単位は、修業年限が2年の専門職短期大学にあっては15単位、修業年限が3年の専門職短期大学にあっては23単位(第五9の規定により卒業の要件として62単位以上を修得することとする専門職短期大学にあっては15単位)を超えない範囲で、当該専門職短期大学又は連携外国専門職短期大学のいずれかにおいて修得した単位とすることができることとすること。

4 国際連携教育課程に係る単位の認定

国際連携学科を設ける専門職短期大学は、学生が連携外国専門職短期大学において 履修した国際連携教育課程に係る授業科目について修得した単位を、当該国際連携教 育課程に係る授業科目の履修により修得したものとみなすものとすること。

5 国際連携学科に係る卒業の要件

(1)修業年限が2年の専門職短期大学の国際連携学科に係る卒業の要件は、国際連携 学科を設ける短期大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により31単 位以上を修得するとともに、それぞれの連携外国専門職短期大学において当該国際 連携教育課程に係る授業科目の履修により10単位以上を修得することとすること。

- (2)修業年限が3年の専門職短期大学の国際連携学科に係る卒業の要件は、国際連携 学科を設ける専門職短期大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修によ り47単位以上を修得するとともに、それぞれの連携外国専門職短期大学において当 該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により20単位以上を修得することとする こと。
- (3) 夜間学科等に係る修業年限が3年の専門職短期大学の国際連携学科に係る卒業の要件は、国際連携学科を設ける専門職短期大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により31単位以上を修得するとともに、それぞれの連携外国専門職短期大学において当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により10単位以上を修得することとする。
- (4) 国際連携学科を設ける専門職短期大学及びそれぞれの連携外国専門職短期大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第五3(1)、4(1)、5(1)~(3)又は第十一5(1)により修得したものとみなし、若しくは与えることができ、又はみなすものとする単位を含まないものとすること。

6 国際連携学科に係る専任教員数

国際連携学科を置く学科に係る専任教員の数は、第六5に定める学科の種類及び規模に応じて定める教授等の数に、一の国際連携学科ごとに一人の専任教員を加えた数を合計した数以上とすること。

7 国際連携学科に係る施設及び設備

- (1) 国際連携学科に係る施設及び設備については、当該学科を置く学科の施設及び設備を利用することができるものとし、教育研究に支障がないと認められる場合には、 当該学科に係る施設及び設備を備えることを要しないこととすること。
- (2) 国際連携学科を設ける専門職短期大学が外国において国際連携教育課程に係る教育研究を行う場合においては、教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を備えるものとすること。

第十二 雑則

1 外国に設ける組織

専門職短期大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、外国に学科その他の 組織を設けることができることとすること。

2 その他の基準

専攻科及び別科に関する基準は、別に定めることとすること。

3 段階的整備

新たに専門職短期大学等を設置する場合の教員組織、校舎等の施設及び設備については、別に定めるところにより、段階的に整備することができることとすること。

別表第一

イ 学科の種類及び規模に応じ定める専任教員数

学科の属する分	一学科	同一分	同一分	一学科	同一分	同一分	一学科	同一分	同一分
野の区分	の入学	野に属	野に属	の入学	野に属	野に属	の入学	野に属	野に属
	定員	する学	する学	定員	する学	する学	定員	する学	する学
		科が一	科を二		科が一	科を二		科が一	科を二
		学科の	以上置		学科の	以上置		学科の	以上置
		場合の	く場合		場合の	く場合		場合の	く場合
		教員数	の一学		教員数	の一学		教員数	の一学
			科の教			科の教			科の教
			員数			員数			員数
文学関係	100人	5	4	101~	7	6			
	まで			200人					
教育学・保育学	50人ま	6	4	51~	8	6	101~	10	8
関係	で			100人			150人		
法学関係	100人	7	4	101~	7	4	151~	9	6
	まで			150人			200人		
経済学関係	100人	7	4	101~	7	4	151~	9	6
	まで			150人			200人		
社会学・社会福	100人	7	4	101~	7	4	151~	9	6
祉学関係	まで			150人			200人		
理学関係	100人	7	4	101~	9	6			
	まで			150人					
工学関係	100人	7	4	101~	9	6			
	まで			150人					
農学関係	100人	7	4	101~	9	6			
	まで			150人					
家政関係	100人	5	4	101~	7	6			
	まで			200人					
美術関係	50人ま	5	3	51~	7	4	101~	8	5
	で			100人			150人		
音楽関係	50人ま	5	5	51~	7	7	101~	8	8
	で			100人			150人		
体育関係	50人ま	6	4	51~	8	6	101~	9	7
	で			100人			150人		
保健衛生学関係	100人	7	_	101~	9	_			
(看護学関係)	まで			150人					
保健衛生学関係	100人	7	4	101~	9	6			
(看護学関係を	まで			150人					
除く。)									

備考

- ① この表に定める教員数の3割以上は教授とすること(ロの表において同じ。)。
- ② この表に定める教員数には、授業を担当しない教員を含まないこととすること (ロ の表において同じ。)。
- ③ この表の入学定員及び教員数は、学科に専攻課程を置く場合については、専攻課程 の入学定員及び教員数とすること。
- ④ この表に定める教員数のおおむね4割以上は実務の経験を有する専任教員とすること。
- 5 収容定員がこの表に定める数に満たない場合の専任教員数は、その2割の範囲内に おいて兼任の教員に代えることができることとすること(ロの表において同じ。)。
- ⑥ 入学定員が、この表に定める数を超える場合には、文学関係、法学関係、経済学関係、社会学・社会福祉学関係及び家政関係にあっては、同一分野に属する学科が1学科の場合については100人につき1人を、同一分野に属する学科を2以上置く場合については150人につき1人を増加するものとし、教育学・保育学関係、理学関係、工学関係、農学関係、美術関係、体育関係及び保健衛生学関係にあっては、同一分野に属する学科が1学科の場合については50人につき1人を、同一分野に属する学科を2以上置く場合については80人につき1を増加するものとし、音楽関係にあっては、同一分野に属する学科が1学科の場合及び同一分野に属する学科を2以上置く場合については50人につき1人を、それぞれ増加するものとすること。
- ⑦ 修業年限が3年の専門職短期大学の学科については、この表に定める教員数(入学定員がこの表に定める数を超える場合には、前号の規定により算定した教員数とする。 以下この号において同じ。)にこの表に定める教員数の3割に相当する数を加えたものとすること。
- 8 教育課程が同一又は類似の夜間学科等を併せ置く場合の当該夜間学科等の教員数は、この表に定める教員数の三分の一以上とすること。ただし、夜間学科等の入学定員が昼間学科等の入学定員を超える場合には、当該夜間学科等の教員数はこの表に定める教員数とし、当該昼間学科等の教員数はこの表に定める教員数の三分の一以上とすること(ロの表において同じ。)。
- 9 昼夜開講制を実施する場合は、これに係る学生定員、履修方法、授業の開設状況等を考慮して、教育に支障のない限度において、この表に定める教員数を減ずることができることとすること(ロの表において同じ。)。
- ⑩ 看護に関する学科において修業年限が2年の学科と修業年限が3年の学科とを併せ置く場合は、修業年限が2年の学科にあっては、入学定員が100人までの場合は2人を、100人を超える場合は3人を、修業年限が3年の学科にあっては、④により算定した教員数から3人を減ずることができることとすること。
- ① この表に掲げる分野以外の分野に属する学科の教員数については、当該学科の属する分野に類似するこの表に掲げる分野の例によるものとすること。

ロ 専門職短期大学全体の入学定員に応じ定める専任教員数

入学定員	50人まで	150人まで	250人まで	400人まで	600人まで
教員数	2	3	4	5	6

備考

入学定員が600人を超える場合には、この表に定める教員数に、入学定員200人につき 教員1人を加えるものとする。

別表第二

イ 基準校舎面積

	50人	100	1 5 0	200	2 5 0	3 0 0	3 5 0	400	4 5 0	500	5 5 0	600
収容定員	まで	人ま										
	の場	での										
	合の	場合										
	面積	の面										
学科の種類	(m^2)	積	積	積	積	積	積	積	積	積	積	積
		(m^2)										
文学関係	1500	1600	1700	1900	2100	2350	2600	2850	3050	3250	3450	3650
教育学·保育学	1900	2000	2100	2350	2600	2850	3100	3350	3600	3850	4100	4350
関係												
法学関係	1500	1600	1700	1900	2100	2350	2600	2850	3050	3250	3450	3650
経済学関係	1500	1600	1700	1900	2100	2350	2600	2850	3050	3250	3450	3650
社会学·社会福祉	1500	1600	1700	1900	2100	2350	2600	2850	3050	3250	3450	3650
学関係												
理学関係	1850	2000	2150	2400	2750	3200	3650	4150	4600	5050	5500	6000
工学関係	1950	2100	2250	2500	2900	3350	3800	4250	4750	5200	5650	6100
農学関係	1850	2000	2150	2400	2750	3200	3650	4150	4600	5050	5500	6000
家政関係	1900	2000	2100	2350	2600	2850	3100	3350	3600	3850	4100	4350
美術関係	1750	1900	2050	2250	2600	3000	3350	3750	4150	4550	4950	5350
音楽関係	1550	1700	1850	2050	2350	2700	3100	3450	3800	4200	4550	4950
体育関係	1550	1700	1850	2050	2250	2500	2750	3000	3250	3500	3750	4000
保健衛生学関係	1900	2000	2100	2350	2600	2850	3100	3350	3600	3850	4100	4350
(看護学関係)												
保健衛生学関係	1750	1850	1950	2200	2450	2800	3100	3400	3750	4050	4350	4650
(保健学関係を												
除く。)												
<u></u> 供												•

備考

① この表に掲げる面積には、講堂、寄宿舎、附属施設等の面積は含まないこととする

- こと(ロの表において同じ。)。
- ② 同一分野に属する学科の収容定員が600人を超える場合には、50人を増すごとに、この表に定める600人までの場合の面積から550人までの場合の面積を減じて算出される数を加算するものとすること。
- ③ 同じ種類の昼間学科及び夜間学科等が近接した施設等を使用し、又は施設等を共用する場合の校舎の面積は、当該昼間学科及び夜間学科等における教育研究に支障のない面積とすること。
- ④ 昼夜開講制を実施する場合においては、これに係る学生定員、履修方法、施設の使用状況等を考慮して、教育に支障のない限度において、この表に定める面積を減ずることができることとすること(ロの表において同じ。)。
- ⑤ 卒業に必要な臨地実務実習を実施するに当たり、実験・実習室その他の実習に必要な施設の一部を企業等の事業者の施設の使用により確保する場合その他の相当の事由があると認められる場合には、教育研究に支障がない限度において、この表に定める面積を減ずることができることとすること(ロにおいて同じ。)。
- ⑥ この表に掲げる分野以外の分野に属する学科に係る面積については、当該学科の属する分野に類似するこの表に掲げる分野の例によるものとすること(ロの表において同じ。)。
- ② この表に定める面積は、専用部分の面積とすること。ただし、当該専門職短期大学と他の学校、幼保連携型認定こども園、専修学校又は各種学校(以下この号において「学校等」という。)が同一の敷地内又は隣接地に所在する場合であって、それぞれの学校等の校舎の専用部分の面積及び共用部分の面積を合算した面積が、それぞれの学校等が設置の認可を受ける場合において基準となる校舎の面積を合算した面積以上のものであるときは、当該専門職短期大学の教育研究に支障がない限度において、この表に定める面積に当該学校等との共用部分の面積を含めることができることとすること(ロの表において同じ。)。

口 加算校舎面積

						l
50人まで	100人ま	200人ま	300人ま	400人ま	500人ま	600人ま
の場合の	での場	での場	での場	での場	での場	での場
面積(m²)	合の面	合の面	合の面	合の面	合の面	合の面
	積 (m²)	積 (m²)	積 (m²)	積 (m²)	積 (m²)	積 (m²)
850	1000	1300	1800	2300	2700	3050
1100	1250	1550	2050	2550	3050	3500
850	1000	1300	1800	2300	2700	3050
850	1000	1300	1800	2300	2700	3050
850	1000	1300	1800	2300	2700	3050
1300	1500	1850	2800	3700	4650	5550
1300	1500	1900	2850	3750	4700	5600
1300	1500	1850	2800	3700	4650	5550
1100	1250	1550	2050	2550	3050	3550
1150	1300	1650	3300	3300	4050	4800
1100	1250	1550	3150	3150	3800	4550
1250	1400	1700	2200	2700	3200	3850
1100	1250	1550	2050	2550	3050	3550
1100	1250	1600	2250	2850	3500	4100
	の場合の 面積(㎡) 850 1100 850 850 850 1300 1300 1100 1150 1100 1250	の場合の	の場合の での場 合の面積(㎡) 合の面積(㎡) 積(㎡) 積(㎡) 850 1000 1300 1100 1550 1550 1300 1300 13	の場合の での場合の面積(㎡) での場積(㎡) での場積(㎡) での場積(㎡) 850 1000 1300 1800 1100 1250 1550 2050 850 1000 1300 1800 850 1000 1300 1800 850 1000 1300 1800 850 1000 1300 1800 1300 1500 1850 2800 1300 1500 1850 2800 1100 1250 1550 2050 1150 1300 1650 3300 1100 1250 1550 3150 1250 1400 1700 2200 1100 1250 1550 2050	の場合の での場 での場 での場 合の面 合の面 積 (㎡) 積 (㎡) 積 (㎡) 積 (㎡) 積 (㎡) 1100 1250 1550 2850 3750 1300 1800 2300 1300 1800 2300 1300 1800 2300 1300 1800 2300 1300 1800 2300 1300 1800 2300 1300 1800 2300 1300 1800 2300 1300 1500 1850 2800 3750 1300 1500 1850 2800 3750 1100 1250 1550 2050 2550 1150 1300 1650 3300 3300 1100 1250 1550 3150 3150 1250 1400 1700 2200 2700 1100 1250 1550 2050 2550 1100 1250 1550 2050 2550 1100 1250 1550 2050 2550 1100 1250 1550 2050 2550 25	の場合の での場合の面積(㎡) での場合の面積(㎡) での場積(㎡) での場積(㎡) での場積(㎡) での場積(㎡) での場積(㎡) での場積(㎡) での場積(㎡) での場積(㎡) 積(㎡) 2300 2700 2550 3050 2850 1000 1300 1800 2300 2700 2700 2850 3750 4650 2800 3750 4700 4650 1300 1850 2800 3750 4700 4650 1100 1250 1550 2050 2550 3050 3050 1100 1250 1550 3150 3150 3800 4050 1100 1250 1550 3150 3150 3800 1250 1400 1700 2200 2700 3200 1100 1250 1550 2050 2550 3050

備考

- ① 収容定員が600人を超える場合は、100人を増すごとに、600人までの場合の面積から500人までの場合の面積を減じて算出される数を加算するものとすること。
- ② 2以上の学科で組織する専門職短期大学における実務の経験を有する専任教員数は、この表に定める数を、これらの学科に係る収容定員の割合に応じて按分した数のそれぞれおおむね4割の数を合計した数以上とすること。

3. 施行期日

この改正は、平成31年4月1日から施行するものとすること。